

ストップ滞納!

「ルールを守って住みよい社会を」

税金は、私たちが安心して健康な暮らしをするために、非常に大事な財源です。
財源の確保と徴収率向上のため、これまで各支所で行っていた納税相談、徴収業務を市役所本庁に集約し、税務課収納対策班として推進することになりました。

収納対策班は、地方税法・国税徴収法を基に住民の義務である納税の徴収を専門に行う部署で、今年度分と滞納分の徴収計画をたて、納税に不公平がないよう徴収業務を実施します。

具体的には

①納税義務の履行の推進

- ・納付忘れや納付負担の軽減のため、口座振替の推進
- ・給与支払者の協力で、給与からの特別徴収を推進

②不履行者への強制徴収

- ・納期限内納税者との不公平をなくすため、法律に従った延滞金を徴収
- ・督促や催告に応じない滞納者には、法律に従った滞納処分(給与・預金、動産、不動産の差押え)を実施

*督促状・催告書

督促状や催告書の文書が届いた場合は、早急に納めるか、税務課収納対策班に相談してください。

(放置したままでは、滞納処分の対象となります。)

*延滞金

納期限までに納付した方との公平を保つために、法律に基づいて加算されます。

(納期限後1カ月までは4.3%、それ以降は14.6%)

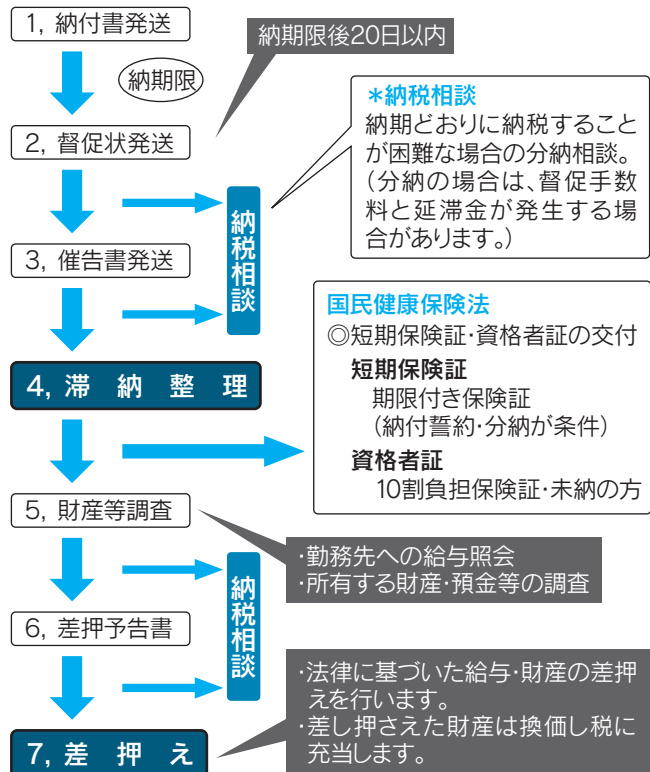
問い合わせ

税務課 収納対策班 ☎0978-72-5162

納税の基本的な流れ

徴収の目標

平成22年度の徴収率向上
滞納処分の強化(すべての住民に公平な対応)



1 国民健康保険税について

事業の破綻による倒産・解雇により離職された方へ
平成22年度分から国民健康保険税が減免されます

◎減免される対象者

平成21年3月31日から平成24年3月30日までに次のうちいずれかに該当する方。

①倒産により廃業した方

自営業の方で景気の下降に伴う廃業又は倒産の場合に限ります。

②解雇等により離職した方

本人の意思に反した会社等の都合により解雇された方及び病気等により離職した方。

◎減免される保険税額

上記①の場合は前年所得のうち事業所得を、上記②の場合は前年所得のうち給与所得を100分の30に減額して保険税を計算します。